平成２１年（フ）第１４６号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1180番地２
債務者　桃木野惠子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　和哉
4　破産債権の届出期間　平成21年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１０２８号
神戸市須磨区東白川台２丁目８番地の６
債務者　植村　美紀
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乗鞍　良彦
4　破産債権の届出期間　平成21年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４５号
兵庫県川西市緑台３丁目５番地の37、前住所東京都板橋区前野町１丁目２番７―105号
債務者　水野　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　賢一
4　破産債権の届出期間　平成21年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７５８５号
大阪府豊中市上野坂１丁目７番20号
債務者　谷垣　芳昭
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７９号
宮城県東松島市野蒜字南赤崎28番地
債務者　高橋　俊平
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６１２号
兵庫県西宮市一里山町10番25―407号
債務者　内田二三子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７号
香川県観音寺市豊浜町姫浜764番地１
債務者　壷井　勝利
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籠池　信宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第３６５号
沖縄県浦添市宮城６丁目８番14―501号　サントピア宮城
債務者　山内　　啓
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　知成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４５２号
静岡県静岡市葵区瀬名中央１丁目10番４―105号、旧住所静岡市清水区弥生町３番３号
債務者　山口　信子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　武幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４３９号
北海道亀田郡七飯町本町１丁目12番12号　フレンドパークＮＡＮＡＥ101
債務者　石井　靖哲
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４７８号
函館市上野町34番32号
債務者　對島　香織（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８０号
函館市港町３丁目７番32号
債務者　監物　英明
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第７４号
和歌山県東牟婁郡串本町西向450番地
債務者　久堀　孝幸
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第５２８号
埼玉県富士見市上沢１丁目６番46号　フローラ103
債務者　佐藤　正明
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５３２号
埼玉県所沢市大字北岩岡636番地の11　我野ロイヤルマンション105
債務者　島田　正寿
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部